5　前項各号に掲げる自動車については、細目告示第百八十八条第一項第五号の規定は、適用しない。

6　平成二十五年四月十二日以前に製作された自動車については、細目告示第三十二条第一項本文及び第百十条第一項本文中「協定規則第十四号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第十四号の技術的な要件（同規則第七改訂版補足の規則五・三・八・を除き、同規則第七改訂版補足改訂版の規則五・三・八・を含む。）」と読み替えることができる。

7　平成二十五年四月十二日以前に製作された自動車については、細目告示第百八十八条第一項第六号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十四年国土交通省告示第二百三十六号）による改正前の細目告示第百八十八条第一項第五号の規定に適合するものであればよい。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七条、第十五条第十一項及び第十五項から第十八項まで、第二十条並びに第二十二条の改正規定　平成二十四年四月十三日

二　第十四条並びに第十五条第十三項及び第十四項の改正規定　公布の日

官　告　雑　報

官　庁　事　項

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）第３条第７項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成23年11月25日公表）の一部を平成23年２月27日付けで次のように変更したので、同条第９項の規定において準用する同条第６項の規定に基づき公表する。

平成 24 年３月 12 日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

第３の３を次のように改める。

３　第１種特定海洋生物資源ごとの平成23年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
2	すけとうだら	平成23年４月～平成24年３月	288,000
5	まさば及びごまさば	平成23年７月～平成24年６月	710,000

（注１・２）　（略）

第３の４を次のように改める。

４　第１種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
2	すけとうだら	平成24年４月～平成25年３月	233,000

（注１・２）　（略）

（注３）　さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第４の１を次のように改める。

１　第３の３の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成23年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	4,816

（注１・２）　（略）

第４の２を次のように改める。

２　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成24年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	144,600

（注１・２）　（略）

（注３）　さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第５の１を次のように改める。

１　第４の１の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	操業区域	数量
2	ずわいがに	⑴　A海域	3,527
		⑵　B海域	29
		⑶　D海域	875
		⑷　E海域	385

（注１・２）　（略）

第５の２を次のように改める。

２　第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。